

議員提出議案第 8 号

羽曳野市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び羽曳野市議会会議規則（昭和 56 年羽曳野市議会規則第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 25 年 12 月 25 日

羽曳野市議会

議長 今井利三 殿

提出者

羽曳野市議会議員

笠原由美子
外園康裕
通堂義弘
松村尚子
松井康夫
田仲基一
日和千賀子
上藪弘治
林義和
花川雅昭
金銅宏親
樽井佳代子
吉田恭輔

提 案 理 由

乳幼児医療費助成制度を拡充し、少子化時代における子育て支援及び福祉の増進を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市乳幼児等の医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第1条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第2条第1号中「乳幼児等」を「子ども」に、「6歳」を「9歳」に、「乳幼児」を「低学年以下の子ども」に、「児童」を「高学年の子ども」に改める。

第2条第2号及び第3条第1項中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第4条第1項中「児童」を「高学年の子ども」に改める。

第9条第1項中「乳幼児」を「低学年以下の子ども」に改め、同条第2項中「児童」を「高学年の子ども」に改める。

第14条中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年7月1日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

羽曳野市乳幼児等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>羽曳野市<u>子ども</u>の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども</u>に係る医療費の一部を助成することにより、保護者の精神的、経済的負担を軽減するとともに、<u>子ども</u>の医療の確保に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>子ども</u> 出生の日から<u>9歳</u>に達する日以後における最初の3月末日までの者(以下「<u>低学年以下の子ども</u>」という。)及び12歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者で、<u>低学年以下の子ども</u>以外の者(以下「<u>高学年の子ども</u>」という。)をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で<u>子ども</u>を現に監護する者をいう。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に居住し、住民基</p>	<p>羽曳野市<u>乳幼児等</u>の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児等</u>に係る医療費の一部を助成することにより、保護者の精神的、経済的負担を軽減するとともに、<u>乳幼児等</u>の医療の確保に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>乳幼児等</u> 出生の日から<u>6歳</u>に達する日以後における最初の3月末日までの者(以下「<u>乳幼児</u>」という。)及び12歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者で、<u>乳幼児</u>以外の者(以下「<u>児童</u>」という。)をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で<u>乳幼児等</u>を現に監護する者をいう。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」とい</p>

本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に規定する住民基本台帳に記録されている子どもとする。

2・3 省略

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合の特別療養費を除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合 (高学年の子どもについては、病院又は診療所への入院に係る療養について保険給付が行われた場合に限る。)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その標準負担額)を助成する。

う。)は、本市の区域内に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に規定する住民基本台帳に記録されている乳幼児等とする。

2・3 省略

(助成の範囲)

第 4 条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合の特別療養費を除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合 (児童については、病院又は診療所への入院に係る療養について保険給付が行われた場合に限る。)における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であった者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その標準負担額)を助成す

2 省略

第 5 条～第 8 条 省略

(助成の方法)

第 9 条 低学年以下の子どもに対する医療費の助成は、助成すべき額を契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 高学年の子どもに対する医療費の助成は、助成する額を市長が高学年の子どもの保護者に支払うことにより行う。

第 10 条～第 13 条 省略

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、子どもに対する医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

以下省略

る。

2 省略

第 5 条～第 8 条 省略

(助成の方法)

第 9 条 乳幼児に対する医療費の助成は、助成すべき額を契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 児童に対する医療費の助成は、助成する額を市長が児童の保護者に支払うことにより行う。

第 10 条～第 13 条 省略

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、乳幼児等に対する医療費の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

以下省略